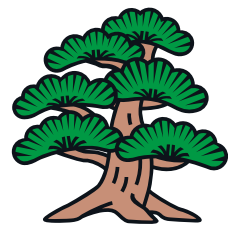


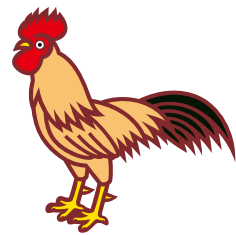
# 三条市高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画

〈計画期間〉平成27年度～平成29年度

三条市高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画



市の木「五葉松」



市の鳥「芝地鶏」



市の花「ひめさゆり」



平成27年3月  
三 条 市

平成27年3月 三条市



この印刷物は、植物油インキと再生紙を使用しています。

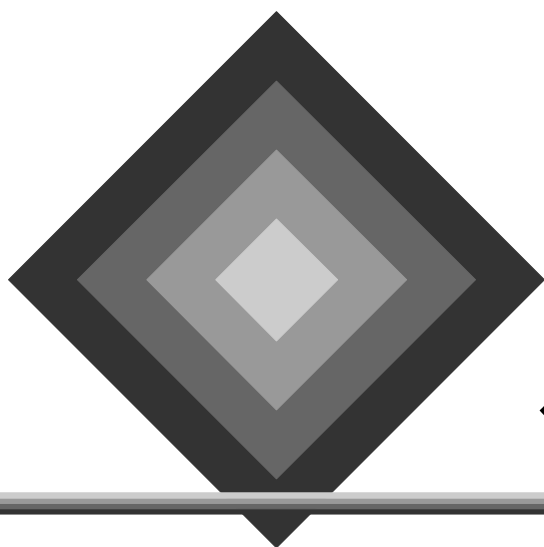


# 目次



第1章 計画策定の基本的な考え方.....	6
1 計画策定の趣旨.....	6
2 計画の性格・位置付け.....	7
3 計画期間.....	7
4 介護保険法の改正.....	8
5 計画の推進体制等.....	9
(1) 策定体制.....	9
(2) 市民の意見反映.....	9
(3) 計画の進行管理.....	9
6 日常生活圏域の設定.....	10
第2章 高齢者を取り巻く状況と課題.....	12
1 高齢化の動向.....	12
(1) 人口・高齢者数の推移と見通し.....	12
(2) 要介護（要支援）認定者数の推移と見通し.....	14
(3) 認知症高齢者数の推移と見通し.....	17
(4) 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の推移と見通し.....	18
(5) 介護給付費の推移.....	19
2 第6期計画における課題等の整理.....	20
第3章 計画の基本目標と施策体系.....	24
1 基本目標.....	24
2 施策の体系.....	26
第4章 施策の展開.....	28
1 地域包括ケアシステム構築のための推進体制の強化.....	28
(1) 地域包括支援センターの充実.....	28
(2) 地域ケア会議の推進.....	30
2 在宅医療の推進.....	32
(1) 介護と連携した在宅医療の推進.....	32
3 在宅で生活し続けるための支援.....	34
(1) 地域における生活支援体制の整備.....	34
(2) 生活支援サービスの充実.....	37
(3) 在宅介護を支援するサービスの実施.....	43

(4) 権利擁護の推進 .....	46
(5) 多様な住まいの整備 .....	49
4 安定した介護保険サービスの実施 .....	52
(1) 介護保険サービスの充実 .....	52
(2) 介護保険サービスの適正・円滑な運営 .....	57
5 介護予防の推進 .....	60
(1) 地域で行う介護予防の推進 .....	60
6 認知症施策の推進 .....	66
(1) 認知症予防の推進 .....	66
(2) 早期発見・相談・受診体制の充実 .....	68
(3) 認知症ケア・サービスの充実 .....	70
第5章 介護保険サービス等の見込み及び介護保険料の算定 .....	74
1 介護保険サービス等の見込み .....	74
(1) 被保険者、要介護認定者等の見込み .....	74
(2) 介護保険サービス量の見込み .....	78
(3) 地域支援事業の見込み .....	83
(4) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み .....	85
2 介護保険料（65歳以上）の算定 .....	87
(1) 介護保険料を算定するにあたっての諸要件 .....	87
(2) 介護保険料の所得段階の見直し .....	87
(3) 基準月額保険料の設定 .....	88
資料編 .....	92
1 三条市高齢者実態調査（日常生活圏域二エズ調査）の概要 .....	92
(1) 調査の趣旨 .....	92
(2) 調査設計と調査票の回収状況等 .....	92
2 三条市介護保険運営協議会審議経過 .....	93
3 パブリックコメント実施概要 .....	95
4 三条市介護保険運営協議会委員名簿 .....	99



# 第 1 章

## 計画策定の 基本的な考え方



# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化、人口減少が進行している中で、本市の高齢者人口は平成33年度まで増加を続け、その後は減少に転じるものの、後期高齢者人口は平成42年度まで増加し続ける見込みです。また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯<sup>1</sup>や認知症高齢者の増加とともに、病院や介護施設での施設サービスの需要が更に高まることが予想され、現行の水準でサービス等を維持しようとした場合、それらを担う人材確保が困難であることに加え、今後の社会保障費の増嵩も懸念されます。

さらに、高齢者のうち約6割は、高齢により日々の生活を営む上で支援や介護が必要となったとしても、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っています。

これらのことから、後期高齢者の人口動態等を踏まえた上で計画的な施設整備は進めていかなければなりません。これからは高齢者の在宅での暮らしを支えるため、在宅医療の推進を始め、介護保険サービスや生活支援を充実させ、それらを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を本格的に進めていかなければなりません。

このため、第6期以降の計画では、地域包括ケアを実現するための具体的な道筋を示す計画と位置づけ、医療や介護の必要性が高まる後期高齢者人口がピークを迎える平成42年度を見据えた地域包括ケアシステムを早期に構築し、各計画期間を通じて拡充していきます。

本第6期計画は、第5期で開始した地域包括ケアシステム構築の方向性を承継しつつ、その基盤整備に向けて在宅医療介護連携等の取組を具体的に実施していくための計画として策定したものです。

---

<sup>1</sup> 夫婦または親子ともに高齢者であるなど、一世帯に複数の高齢者のみで構成された世帯



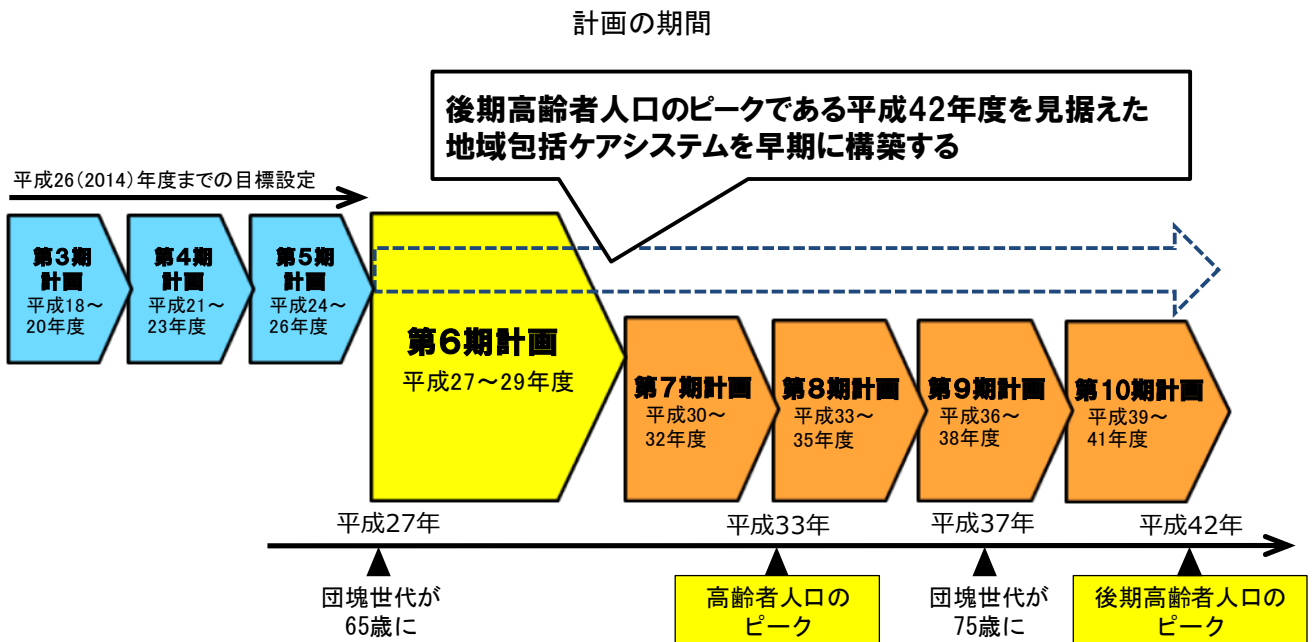
## 2 計画の性格・位置付け

本計画は、少子高齢化、人口減少社会に適切に対処していくという観点から策定した「三条市総合計画」（計画期間：平成27年度～平成34年度）を上位計画とし、その基本理念等を踏まえ、高齢者福祉・介護保険事業の個別計画として策定しました。

また、本計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体として策定しました。

## 3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としています。





## 4 介護保険法の改正

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、医療法、介護保険法等の関係法律が改正されました。

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点から改正が行われ、平成27年度以降順次施行されます。

### 介護保険制度改正の主な内容

1 地域包括ケアシステムの構築	
(1) 地域支援事業 <sup>2</sup> の充実 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 ・生活支援サービスの充実・強化	平成29年度まで
(2) 全国一律の予防給付（訪問介護、通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化	平成29年度まで
(3) 特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に限定	平成27年4月から
2 費用負担の公平化	
(1) 低所得者の保険料軽減割合の拡充	平成27年4月から一部実施、平成29年4月から完全実施
(2) 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引上げ	平成27年8月から
(3) 低所得の施設利用者に対する食費、居住費の補てん要件に資産などの追加	平成27年8月から

<sup>2</sup> 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした市町村が取り組む事業



## 5 計画の推進体制等

### (1) 策定体制

本計画は、被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者及び被用者保険等保険者を委員とする「三条市介護保険運営協議会」での審議を踏まえて策定しました。

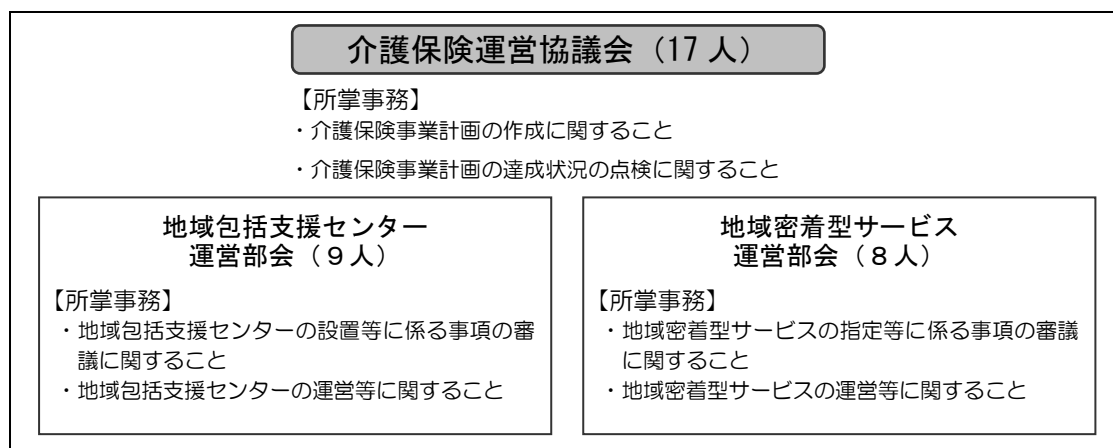
### (2) 市民の意見反映

計画策定にあたっては、平成26年1月から2月にかけて、介護保険の要介護（要支援）認定者のニーズ及び高齢者の生活実態を把握するための「三条市高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）」を実施し、その結果を計画に反映させるとともに、平成27年2月に第6期計画（案）についてパブリックコメント<sup>3</sup>を実施し、市民の意見を反映しました。

### (3) 計画の進行管理

三条市介護保険運営協議会において各年度の計画達成状況の点検、評価を行い、計画の適切な進行管理と推進に関する協議、検討を行います。

#### 介護保険運営協議会



※地域包括支援センター運営部会は介護保険法施行規則第140条の66第2項、地域密着型サービス運営部会は介護保険法第42条の2第5項等を根拠として設置しています。

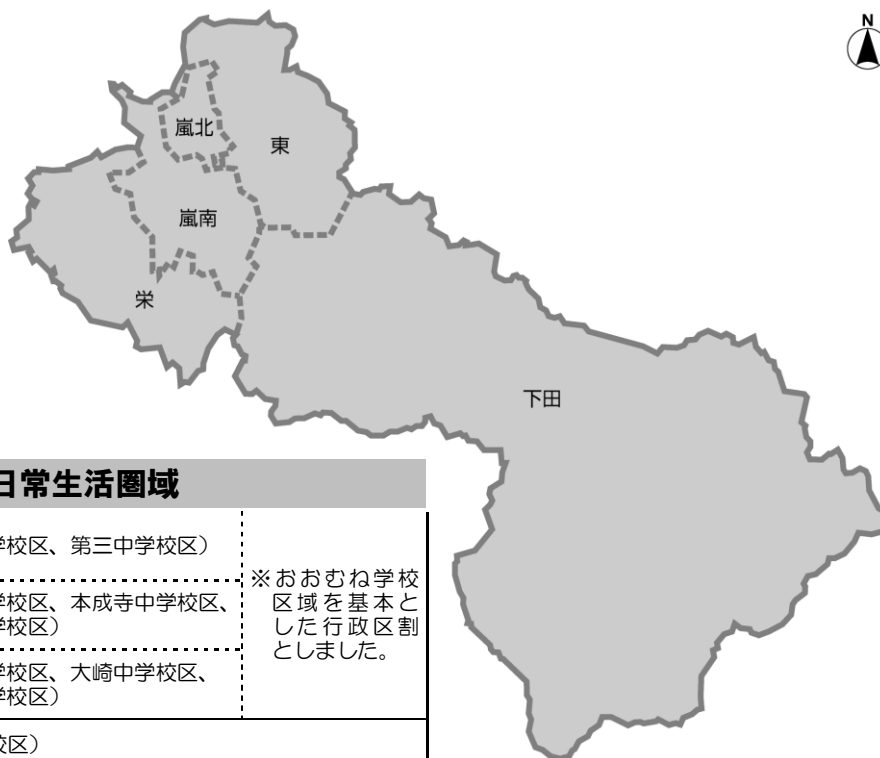
<sup>3</sup> 市の基本的な施策などの策定過程において、市民だれもが閲覧できるよう施策の案を公表し、その案に対する市民の意見を反映させる機会のこと



## 6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域<sup>4</sup>については、第4期計画（平成21年度）から5圏域を設定しています。現在、各圏域単位で地域包括支援センターを中心とした関係者のネットワークが構築されつつあることから、引き続き同じ「5圏域」を日常生活圏域として設定しました。

日常生活圏域の設定



日常生活圏域	
<b>嵐北圏域</b> (第二中学校区、第三中学校区)	※おおむね学校区域を基本とした行政区割としました。
<b>嵐南圏域</b> (第一中学校区、本成寺中学校区、須頃小学校区)	
<b>東圏域</b> (第四中学校区、大崎中学校区、大島小学校区)	
<b>栄圏域</b> (栄中学校区)	
<b>下田圏域</b> (下田中学校区)	

圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率	前期高齢者人口	後期高齢者人口
嵐北	23,666 人	6,930 人	29.3%	3,114 人	3,816 人
嵐南	31,514 人	8,632 人	27.4%	4,189 人	4,443 人
東	25,913 人	6,835 人	26.4%	3,546 人	3,289 人
栄	11,269 人	2,990 人	26.5%	1,398 人	1,592 人
下田	9,764 人	2,982 人	30.5%	1,304 人	1,678 人

※住民基本台帳平成26年4月1日現在

<sup>4</sup> 住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した圏域